

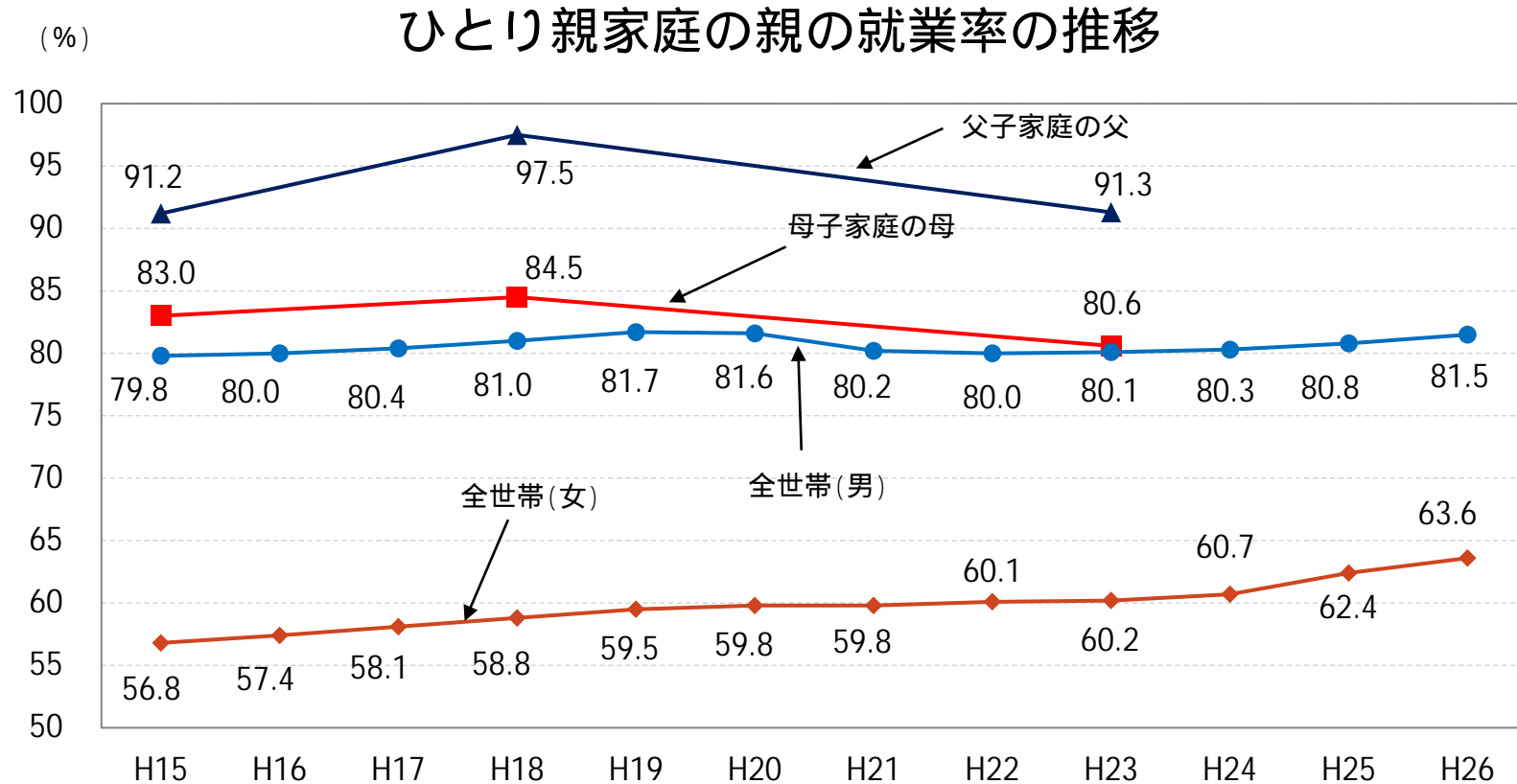
保護者に対する 就労の支援について

2016年12月9日

Ⅰ ひとり親家庭の親の就業率（母子・父子家庭）

ひとり親家庭の親の就業率（母子・父子家庭）

〇 ひとり親家庭の親の就業率は、母子家庭の母、父子家庭の父ともに全世帯（15歳～64歳の就業率）と比べて高い傾向にある。推移としては3回の調査ではおおむね横ばいとなっている。



- (注1) 母子世帯・・・父のいない児童（満20歳未満の子どもであって、未婚のもの）がその母によって養育されている世帯。
 父子世帯・・・母のいない児童がその父によって養育されている世帯。
 (注2) 母子世帯、父子世帯の就業率は厚生労働省「全国母子世帯等調査」より作成
 (注3) 母子世帯の母、父子世帯の父の正規職員・従業員の割合はそれぞれ39.4%、67.2%（平成23年「全国母子世帯等調査」）
 (注4) 全世帯は15歳～64歳の就業率（総務省「労働力調査」より作成）

母子家庭等就業・自立支援事業

【概要】

平成29年度要求額 115億円（母子家庭等対策総合支援事業の内数）（112億円）

母子家庭の母及び父子家庭の父等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する事業。

創設：平成15年度
相談件数：88,422件（平成26年度）
就職件数：6,377件（平成26年度）

都道府県・指定都市・中核市

一般市・福祉事務所設置町村

母子家庭等就業・自立支援センター事業

支援メニュー

就業支援事業

- ・就業相談、助言の実施、企業の意識啓発、求人開拓の実施等

就業支援講習会等事業

- ・就業準備等に関するセミナーや、資格等を取得するための就業支援講習会の開催

就業情報提供事業

- ・求人情報の提供
- ・電子メール相談等

養育費等支援事業

- ・生活支援の実施
- ・養育費相談の実施等

在宅就業推進事業

- ・在宅就業に関するセミナーの開催や在宅就業コーディネーターによる支援等

面会交流支援事業

- ・面会交流援助の実施等

相談関係職員研修支援事業

- ・相談関係職員の資質向上のための研修会の開催や研修受講支援等

広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業

- ・地域の特性を踏まえた広報啓発活動や支援施策に係るニーズ調査の実施等

一般市等就業・自立支援事業

母子家庭等就業・自立支援センター事業の支援メニュー（就業支援事業、就業支援講習会等事業、就業情報提供事業、養育費等支援事業、面会交流支援事業（ ）、在宅就業推進事業、相談関係職員研修支援事業、広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業）の中から地域の实情に応じ適切な支援メニューを選択し実施
平成28年度から一般市等就業・自立支援事業のメニューに追加。

- ・「地域生活支援事業」を「養育費等支援事業」と改称し、弁護士による離婚前を含めた養育費確保のための法律相談などを実施する。（平成28年度から）
- ・「管内自治体・福祉事務所支援事業」を「相談関係職員研修支援事業」と改称。（平成28年度から）

母子・父子自立支援プログラム策定事業

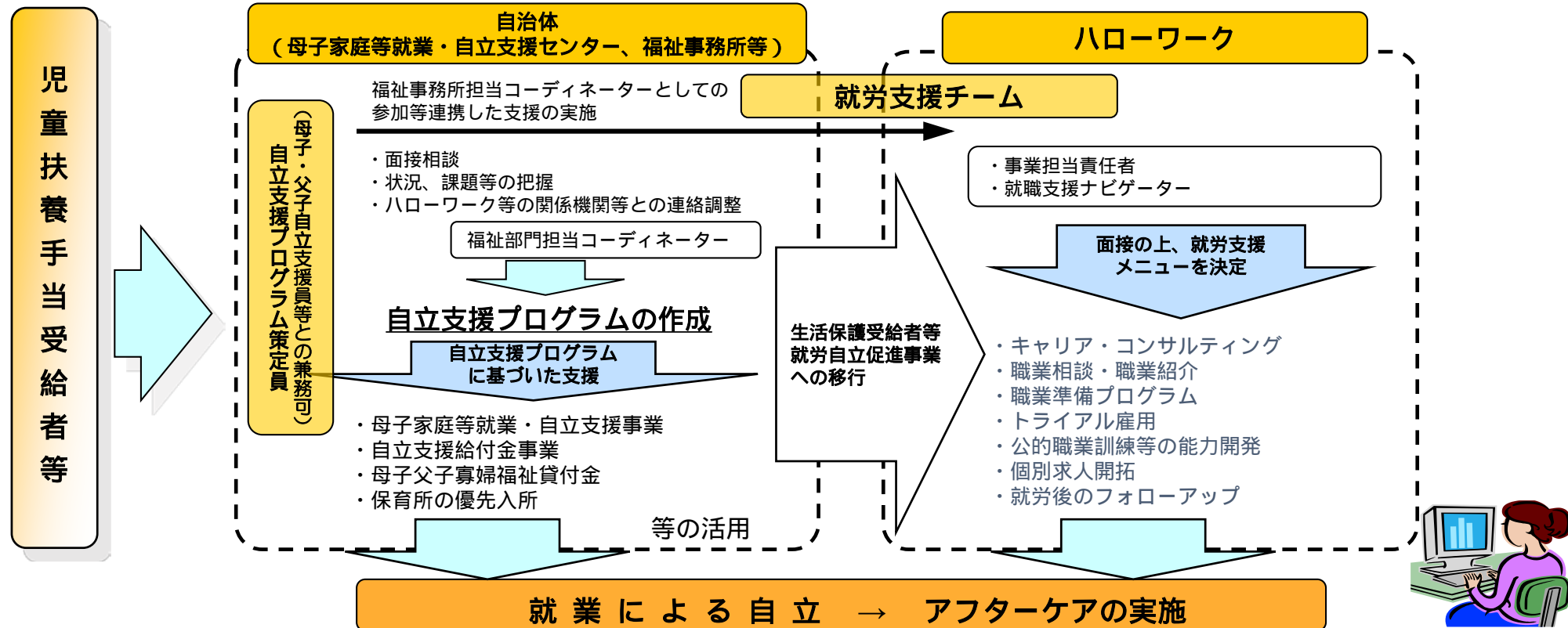
創設:平成17年度

平成29年度要求額 115億円 (母子家庭等対策総合支援事業の内数) (112億円)

【概要】 児童扶養手当等受給者の自立・就業支援のために活用すべき自立支援プログラムを策定し、母子家庭等就業・自立支援センターやハローワーク等との連携のもと、プログラムにもとづいた支援を実施する。

福祉事務所等に自立支援プログラム策定員を配置し、児童扶養手当受給者等に対し、個別に面接を実施し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、プログラムに沿った支援状況をフォローするとともに、プログラム策定により自立した後も、生活状況や再支援の必要性を確認するためアフターケアを実施し、自立した状況を継続できるように支援を行っている。

また、母子・父子自立支援プログラムと連携して就労支援を行うため、ハローワークに就職支援ナビゲーター等を配置し、ハローワークと福祉事務所等とが連携して個々の児童扶養手当受給者等の状況、ニーズ等に応じたきめ細かな就労支援を行う生活保護受給者等就労自立促進事業を実施している。



- ・ KPI : 平成31年度までに母子父子自立支援プログラムの策定件数を1万件とする。
- ・ 実績 : 7,104件 (平成26年度)

自立支援教育訓練給付金

平成29年度要求額 115億円（母子家庭等対策総合支援事業の内数）（112億円）

概要

母子家庭の母及び父子家庭の父が教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図る。（平成15年度創設）

対象者

次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給。

児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること

雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと

就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して当該教育訓練が適職に就くため必要と認められること

対象となる講座

実施主体の自治体の長が指定。

雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座

就業に結び付く可能性の高い講座

都道府県等の長が地域の实情に応じて指定した講座

支給内容

対象講座の受講料の6割相当額（上限20万円）。（ただし、6割相当額が12,000円を超えない場合は支給しない。）

実施主体等

・実施主体：都道府県、市、福祉事務所設置町村（負担割合：国 3 / 4、都道府県等 1 / 4）

支給実績（平成26年度）

・支給件数：647件

・就職件数：488件

高等職業訓練促進給付金

平成29年度要求額 115億円（母子家庭等対策総合支援事業の内数）（112億円）

概要

母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にする。（平成15年度創設）

対象者

養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給。
児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること。
養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること。

対象資格

就職の際に有利となる資格であって、法令の定めにより養成機関において1年以上のカリキュラムを修業することが必要とされているものについて、都道府県知事等が地域の実情に応じて定める。

《対象資格の例》 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師 等

支給内容

- ・支給対象期間：修業する全期間（上限3年）
- ・支給額：月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）

実施主体等

- ・実施主体：都道府県、市、福祉事務所設置町村（負担割合：国 3/4、都道府県等 1/4）

支給実績（平成26年度）

- ・総支給件数：6,961件（全ての修学年次を合計）
- ・資格取得者数：2,804人（看護師 1,076人、准看護師 1,170人、保育士 225人、介護福祉士 83人など）
- ・就職者数：2,217人（看護師 961人、准看護師 810人、保育士 175人、介護福祉士 75人など）

KPI

- ・KPI：高等職業訓練促進給付金を受給して資格を取得した者に占める就業者の割合を毎年度90%以上とする
- ・実績：79.1%（平成26年度）

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

概要

平成29年度要求額 115億円（母子家庭等対策総合支援事業の内数）（112億円）

高等学校を卒業していない（中退を含む）ひとり親家庭の親が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の軽減を図る。（平成27年度創設）

対象者

ひとり親家庭の親又は児童であって、次の要件の全てを満たす者。ただし、高校卒業者など大学入学資格を取得している者は対象としない。

ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあること。

就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くため必要と認められること

対象講座

高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）とし、実施主体が適当と認めたもの。

ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、本事業の対象としない。

支給内容

- ・受講修了時給付金 : 受講費用の2割（上限10万円）
- ・合格時給付金 : 受講費用の4割（受講修了時給付金と合わせて上限15万円）
受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給

実施主体等

- ・実施主体 : 都道府県、市、福祉事務所設置町村（負担割合：国 3 / 4、都道府県等 1 / 4）

KPI

- ・平成31年度までに、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の利用者を年間5千人とする。（平成27年度実績は集計中）

1 趣旨

就労経験のない又は就労経験が乏しい母子家庭の母及び生活保護受給者に対して、「準備講習付き職業訓練」を実施し、就職を促進する。

2 事業概要

(1) 対象者

原則として、児童扶養手当受給者及び生活保護受給者であって「自立支援プログラム」に基づき、福祉事務所等を通じて公共職業安定所に支援の要請があった者で、本事業を受けることが適当と認められる者。

(2) 準備講習付き職業訓練

就職のための準備段階として、ビジネスマナー講習や自己の職業適性理解講習などを行う「準備講習」（4～5日程度）

実際の職業に必要な技能・知識を習得させることを目的とした「職業訓練」（3～6月程度）をセットにした「準備講習付き職業訓練」を実施。

3 実施方法

国が都道府県に委託し、都道府県は民間教育訓練機関等を活用して実施。

4 実績

受講者数 618人、就職率 82.6%（平成27年度）

トライアル雇用奨励金(一般トライアルコース)

平成29年度要求額 39億円 (41億円)

【概要】

職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者について、正規雇用等の早期実現を図るため、これらの求職者を、常用雇用へ移行することを目的に一定期間(原則3か月)試行雇用する事業主に対して助成

助成額 1人当たり月額4万円() (最長3か月)

- 1 対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、1人当たり月額5万円
- 2 若者認定企業の事業主が若年者(35歳未満)を試行雇用した場合、1人当たり月額5万円
- 3 対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父などの場合、特定求職者雇用開発助成金の第2期の併用が可能

主な対象者の例(1)

ニート、フリーター
学卒未就職者
育児等でキャリアブランク
のある者
母子家庭の母等
生活保護受給者
日雇労働者
ホームレス
など

ハローワーク
・
職業紹介事業者や大学等(2)

紹介

トライアル雇用

常用雇用へ移行

企業(求人者)

1 障害者は、障害者トライアル雇用奨励金制度を活用

2 奨励金の取扱いに係る同意書の提出が必要

特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)

平成29年度要求額 722億円 (729億円)

概要

高齢者、障害者、母子家庭の母などの就職が特に困難な者を、ハローワークや民間の職業紹介事業者などの紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成する制度。

支給額

対象労働者に支払われた賃金の一部に相当する額として、下記の金額を支給対象期(6ヶ月)毎に支給する。

対象労働者	短時間労働者以外			短時間労働者		
	支給総額	助成対象期間	支給対象期毎の支給額	支給総額	助成対象期間	支給対象期毎の支給額
高齢者(60歳以上65歳未満) <u>母子家庭の母等</u>	60万円 (50万円)	1年 (1年)	30万円 × 2期 (25万円 × 2期)	40万円 (30万円)	1年 (1年)	20万円 × 2期 (15万円 × 2期)
身体・知的障害者	120万円 (50万円)	2年 (1年)	30万円 × 4期 (25万円 × 2期)	80万円 (30万円)	2年 (1年)	20万円 × 4期 (15万円 × 2期)
重度障害者等 (重度障害者・精神障害者・45歳以上の障害者)	240万円 (100万円)	3年 (1年6ヶ月)	40万円 × 6期 (33万円 × 3期) 第3期の支給額は34万円			

「短時間労働者」とは一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、「短時間労働者以外」とは30時間以上の労働者をいう
支給対象期は、雇入れ日直後の賃金締切日の翌日を起点に6ヶ月ごとに設定
()内は中小企業以外の事業主に対する支給額・助成対象期間

対象労働者

高齢者(60歳以上の者)、母子家庭の母等、父子家庭の父(児童扶養手当を受けている者)
身体障害者、知的障害者、精神障害者 等
雇入れ日現在の満年齢が65歳未満の者に限る。

対象事業主

対象労働者をハローワーク等の紹介により、雇用保険一般被保険者として雇い入れ、継続して雇用することが確実にあると認められる雇用保険適用事業所。

対象労働者の雇入れの日の前日から起算して6ヶ月前の日から1年間を経過する日までの間に、当該雇入れに係る事業所で雇用する雇用保険被保険者を事業主都合によって解雇(勧奨退職等を含む)している場合など、一定の要件に該当しないことが必要。